

**「平成29年度プレミアム和歌山認知拡大及び販売促進（首都圏等）事業」**  
**企画コンペティション実施要領**

和歌山県では、「平成29年度プレミアム和歌山認知拡大及び販売促進（首都圏等）事業」を実施するにあたり、より効果的・効率的な事業とするため下記の要領で企画コンペティション方式により委託事業者の選定を行う。

**1 事業目的**

和歌山県では、安全・安心を基本に、優れた県産品を“和歌山らしさ”、“和歌山ならではの”の視点で推奨する「和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨制度」を制定し、プレミアム和歌山の認定・推奨を行っている。プレミアム和歌山推奨品の販路開拓のためのセミナーの開催、首都圏等の多種多様な販路での販売を行うことにより、プレミアム和歌山推奨品の認知度向上、販売促進を図る。

**2 業務内容**

別紙仕様書のとおり

**3 契約期間**

契約日から平成30年3月30日（金）まで

**4 予算額（見積限度額）**

金6,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

**5 参加資格要件**

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 税金に未納がないこと。
- (6) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮

以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けること  
のなくなるまでの者に該当しない者であること。

- (7) 過去5年間に、国、地方公共団体と、食品の販路開拓に関するセミナーの開催及び  
産品をPR又は販売するイベント業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した  
実績を有する者であること。

## 6 参加対象資格事由に係る提出書類

- (1) 応募申請者は次の書類を提出すること。
- ア 提案者の概要書（様式1）
  - イ 業務実績調書（様式2）
  - ウ 誓約書（様式3）
  - エ 役員等に関する調書（様式4）
  - オ 法人にあつては、貸借対照表、損益計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)、  
個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し(直近1年分)
- (2) 留意事項
- ア 正本1部を持参又は郵送により提出すること。直接持参の場合の受付時間は、  
閉庁日を除く平日の9時から17時まで。
  - イ 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
  - ウ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- (3) 提出期限  
平成29年4月21日（金）17時まで（必着）
- (4) 提出先  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県農林水産部食品流通課販売促進班 山下

## 7 企画コンペティション参加申込書の提出

- (1) 企画コンペティションに参加する意思のある者は、企画コンペティション参加申込  
書（様式5）を持参又は郵送により提出すること。直接持参の場合の受付時間は、閉  
庁日を除く平日の9時から17時まで。
- (2) 留意事項  
企画コンペティション参加申込書を提出しない者は企画コンペティションに参加で  
きない。
- (3) 提出期限  
平成29年4月21日（金）17時まで（必着）

(4) 提出先

「6 参加対象資格事由に係る提出書類(4) 提出先」に同じ。

8 実施要領等に関する質問書の受付及び回答に関する事項

(1) 質問書の受付

質問事項がある場合は、質問書(様式6)をFAX及び電子メールにより提出すること。  
なお、電話や来訪による口頭での質問、見積金額の詳細な積算方法、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

(2) 質問書受付期間

平成29年4月17日(月) 17時まで(必着)

(3) 提出先

「6 参加対象資格事由に係る提出書類(4) 提出先」に同じ。

(4) 回答

回答は質問者に対しFAX又は電子メールにより連絡するほか、必要に応じて和歌山県食品流通課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/index.html>)に掲載する。

9 企画コンペティション提案書の提出

(1) 企画コンペティションの参加者は次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ・企画提案書(様式任意)
- ・見積書(様式任意)

※見積書のあて先は「和歌山県知事」とすること。見積金額は消費税および地方消費税を含む額とし、予算額を超えないこと。また、税抜き金額も表記すること。

※当該委託に係る一切の経費を具体的に記載すること。

イ 提出部数

- ・企画提案書 正本7部
- ・見積書 正本1部、副本6部

ウ 提出期限

平成29年4月24日(月) 17時まで(必着)

エ 提出先

「6. 参加対象資格事由に係る提出書類(4) 提出先」に同じ。

オ 提出方法

直接持参又は郵送すること。直接持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く平日の

9時から17時まで。

(2) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ その他不正行為があった場合

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案者は、同一のテーマで複数の企画提案書の提出はできない。

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出など企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

カ その他

- ・ 提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ・ 提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- ・ 企画提案書の内容は契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により実施内容を決定する。

10 プレゼンテーション

(1) 開催日時・場所

平成29年4月27日(木)

和歌山県庁(和歌山市小松原通一丁目1番地)

(2) 実施方法

ア 提案者から提出のあった企画提案書等について、提案者によるプレゼンテーションと審査員による内容審査を実施する。

イ プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とし、開始時間はすべての提案者に通知する。

ウ 各提案者の持ち時間は30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)とする。

エ プレゼンテーションには本業務に従事する者が、必ず1名以上説明者として出席すること。

オ すでに提出された企画提案書を使用してプレゼンテーションを行うものとするが、パワーポイント等のスライドの使用も可とする。ただし、提出された企画提案書からの内容変更は認めない。なお、企画提案書の内容の全部又は一部をそのまま抜粋してスライドとして投影することは内容変更に含まない。

カ プレゼンテーションでパソコン、プロジェクター等の使用が必要な場合は提案者が準備すること。なお、準備・設営に要する時間は10分とし、超過した時間分は、提案者のプレゼンテーションの時間(20分)から差し引く。

キ 提案者が1者の場合においても、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。

### (3) 審査基準及び評価内容

提案された事業内容について、下記の規準に基づき数値(得点)で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は委員により組織された審査会において合議により決定する。また、提案者が1者の場合は合計得点が5割を上回る場合に当該提案者を契約の相手方として選定する。

ア 提案内容が「1. 事業の目的」に合致しているか。

イ 「2. 業務内容」で記載している仕様書の内容を実現しているか。また、事業の成果を高めるための工夫がなされているか。

ウ コストパフォーマンスに優れているか。

### (4) 審査結果の公表及び通知について

選定後速やかに和歌山県ホームページにおいて採択事業者名を公表するとともに、すべての参加者に審査結果を書面で通知する。

### (5) 留意事項

採択決定から委託契約締結までの間に事業内容等を一部修正する可能性があることを条件に採択する。契約書作成にあたっての諸条件の協議が整い次第速やかに委託契約を締結し、その後事業開始となる。

## 1.1 その他

(1) 企画コンペティションに参加する費用は採択・不採択に関わらず、すべて提案者が負担するものとする。

(2) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

## 1 2 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県食品流通課販売促進班 担当：山下

電話 073-441-2816 FAX 073-432-4161

e-mail yamashita\_h0026@pref.wakayama.lg.jp

### スケジュール（再掲）

|                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 質問受付期限              | 平成29年4月17日（月）17時まで（必着） |
| 参加申込書受付期限           | 平成29年4月21日（金）17時まで（必着） |
| 企画提案書受付期限           | 平成29年4月24日（月）17時まで（必着） |
| プレゼンテーション<br>・審査委員会 | 平成29年4月27日（木）          |
| 審査結果の通知             | 審査委員会後3日以内予定           |